従七位に叙する（以上三月四日）
村田　強
正五位に叙する
菅嶋　正廣
従六位に叙する（各通）
堤　良造
（福岡県警部補）
大田　勝也　奥　富隆
坊ノ下時男　前島　恒治
正七位に叙する（各通）
（徳島市消防司令）
酒井　勝
従七位に叙する（以上三月五日）
中臺　輝男
従五位に叙する
松田　幸夫
正六位に叙する
佐久間一雄
従六位に叙する
西田　久一
正七位に叙する（以上三月六日）
（大阪大学名誉教授）
宮本　健作
従四位に叙する（三月七日）

○叙勲

五十嵐重太郎　佐藤　勲
旭日双光章を授ける（各通）
竹本信太郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十八日）
長谷川隆夫
大城　一二　上村　重盛　吉澤　正博
旭日単光章を授ける（各通）（三月一日）
和久田忠義
旭日双光章を授ける
荒井　隆治
旭日単光章を授ける（以上三月二日）
田中　富郎
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　一昭　大谷　芳一
加藤　武正　上嶋　武徳
駒澤　近夫　中　義智
八木　健治　山中　忠夫
吉岡　晃　湯原　吉郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　秀雄　篠崎　滿
利根川　聰　早川　壽男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十八日）
荒木　義男　池田　重雄　生方　恒一
大草　榮治　大谷地隆夫　北川　勤
菅原清之助　多田　智彦　中村　一義
長谷川照雄　安原　武夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
木村　喜美　妹尾　盛義　口　修
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）
（独）国立高等専門学校機構職員
大山　英典
瑞宝小綬章を授ける
青木　稔　勝間甚之丞
佐藤　敏政　白旗　克己　鈴木　富治
宮田　學　村口　治朗　口中　信昭
結城　八郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
島　景一　野口　秀一　澤　幾治
明海　治　村上　巽
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二日）
（奈良県警部）
藤井　裕詞
瑞宝双光章を授ける（三月三日）
（新潟大学名誉教授）
久住　和麿
瑞宝中綬章を授ける
小野　徹弥　工藤　欣也
元澤　和男　矢巻　一彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
（三重県警部）
田中　收
谷口　正敏
番澤　孝司
三浦　勝廣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月四日）
堤　良造
瑞宝双光章を授ける
（徳島市消防司令）
酒井　勝
丸口　建治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月五日）
佐久間一雄　松田　幸夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
西田　久一
瑞宝単光章を授ける（以上三月六日）
（大阪大学名誉教授）
宮本　健作
瑞宝中綬章を授ける（三月七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、四月四日セネガル国の独立記念日につき、同月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

電波監理審議会の審理の開始について

電波法（昭和25年法律第131号）第86条の規定により審理を開始することとなったので、同法第88条第2項の規定に基づき公告します。

平成23年4月5日

電波監理審議会

主任審理官　佐藤　歳二

1　事案の要旨　総務大臣が行った平成23年総務省告示第14号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成23年付議第1号）

2　期日　平成23年5月13日（金）午前10時30分から

3　場所　東京都千代田区霞が関2丁目1番2号　総務省（中央合同庁舎2号館）会議室

4　主宰する審理官　主任審理官　佐藤　歳二

5　審理への参加手続　この審理に関する手続に参加人として参加しようとする利害関係者は、住所（郵便番号及び電話番号を付記してください。）、氏名（法人の場合は名称又は商号及び代表者名）、参加の趣旨（この異議申立ての結果によって生ずる利害及びこれに関連して審理に際し述べようとする具体的な意見）及び参加希望の旨を記載した参加申立書を電波監理審議会主任審理官あて（郵便番号100―8926東京都千代田区霞が関2丁目1番2号総務省内）に平成23年4月28日（木）（必着）までに提出してください。

なお、参加の許否については、おって通知します。

6　その他　1の事案については、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成6年郵政省令第68号）第3条の規定に基づき、「総務大臣が行った平成18年総務省告示第617号、平成18年総務省告示第646号、平成18年総務省告示第679号及び平成18年総務省告示第683号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第1号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第131号及び平成19年総務省告示第146号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第2号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第242号及び平成19年総務省告示第293号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第3号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第349号及び平成19年総務省告示第439号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第4号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第524号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第22号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第556号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成19年付議第23号）」、「総務大臣が行った平成19年総務省告示第682号及び平成20年総務省告示第13号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成20年付議第3号）」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第126号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成20年付議第4号）」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第239号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成20年付議第6号）」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第518号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成20年付議第9号）」、「総務大臣が行った平成20年総務省告示第649号及び第657号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成21年付議第2号）」、「総務大臣が行った平成21年総務省告示第135号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成21年付議第5号）」、「総務大臣が行った平成21年総務省告示第483号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成21年付議第6号）」、「総務大臣が行った平成21年総務省告示第483号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成21年付議第7号）」及び「総務大臣が行った平成22年総務省告示第22号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成22年付議第1号）」の事案と併合して行います。

「総務大臣が行った平成21年総務省告示第483号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成21年付議第7号）」及び「総務大臣が行った平成22年総務省告示第22号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立て（平成22年付議第1号）」の事案と併合して行います。

不明な点については、総務省総合通信基盤局総務課（電波監理審議会事務局）（電話番号03―5253―5829）へお問い合わせください。